

職業安定法施行規則等の一部を改正する省 令案概要

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

1. 改正趣旨

- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日改訂）に基づき、行政機関等に対する各手続においては、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために新たに構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減することとされている。
- この点、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第11条の規定により、行政機関間の情報連携によって添付省略が可能となる書類は、個別法令において提出を求めている添付書類に限られ、通達等において提出を求めている添付書類については、情報連携の対象外となり省略できないこととされている。
- 現在、職業安定法（昭和22年法律第141号）等に基づく申請等の手続においては、申請等の内容が確認できる書類として、事業主に登記事項証明書の添付を求めているものの、具体的な添付書類の種類としては、通達等に定めのある手続がある。
- 今般、これらの手続について、法令上、登記事項証明書が必要であることを明確化することで、デジタル手続法第11条の規定に基づき、登記事項証明書の添付を省略できるようにし、国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

国民負担の軽減と行政運営の高度化を図るため、デジタル手続法第11条の規定に基づき、登記事項証明書の添付を省略できるよう、以下の改正を行う。

（1）職業安定法関係

職業安定法に基づく、以下の手続について、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第18条及び第25条の3に必要書類の規定があるところ、当該規定を改正し、必要書類として登記事項証明書を明確化することとする。

- ・ 有料職業紹介事業の許可・許可の有効期間の更新の申請（職業安定法第30条、第32条の6）
- ・ 有料職業紹介事業の変更の届出及び許可証の書換えの申請（職業安定法第32条の7）
- ・ 無料職業紹介事業の許可・許可の有効期間の更新の申請、変更の届出及び許可証の書換えの申請（職業安定法第33条）
- ・ 特別の法人の行う無料職業紹介事業の許可、変更の届出（職業安定法第33条の3）

(2) 雇用保険法関係

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用関係助成金の申請について、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 143 条の 2 において必要書類の規定があるところ、当該規定を改正し、必要書類として登記事項証明書を明確化することとする。

(3) 労働者派遣関係

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく労働者派遣事業の許可の申請（第 5 条）、許可の有効期間の更新（第 10 条）並びに変更の届出及び許可証の書換えの申請（第 11 条）について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号）第 1 条の 2、第 5 条、第 8 条等において必要書類の規定があるところ、第 1 条の 2 を改正し、必要書類として登記事項証明書を明確化することとする。

3. 根拠法令

- ・ 職業安定法第 30 条第 3 項（第 32 条の 6 第 6 項、第 33 条第 4 項及び第 5 項並びに第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 32 条の 7 第 1 項（第 33 条第 4 項及び第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）
- ・ 雇用保険法第 82 条
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 5 条第 3 項（第 10 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 11 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日 令和 3 年 9 月中（予定）

施行期日 公布の日